

# 官報 号外

昭和五十五年三月二十七日

午後零時四十三分開議

## 第九十一回 衆議院會議録 第十三号

昭和五十五年三月二十七日(木曜日)

議事日程 第十号

昭和五十五年三月二十七日

正午開議

第一 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 オリジナル記念青少年総合センターの解散に関する法律案(第九十回国会、内閣提出)

第四 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 オリジナル記念青少年総合センター

タリの解散に関する法律案(第九十回国会、内閣提出)

日程第四 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(滝尾弘吉君) これより会議を開きます。

日程第一 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(滝尾弘吉君) 日程第一、刑法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長木村武千代君。

刑法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔木村武千代君登壇〕

○木村武千代君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、近時、贈賄事件が増加し、かつ、悪質化の傾向にある実情にかんがみ、この種事犯に對し、適切なる科刑の実現を図り、かつ一般予防的效果を期するため、収賄罪等の法定刑を引き上げようとするもので、その内容は次のとおりであります。

第一に、単純収賄、事前収賄、第三者収賄、事後収賄及びあっせん収賄の各罪の法定刑の長期を

それぞれ五年に引き上げること、

第二に、受託収賄罪の法定刑の長期を七年に引き上げること、

第三に、あっせん贈賄罪の法定刑中、懲役の長期を三年に、罰金の多額を五千円に引き上げること

とあります。

委員会においては、二月十五日提案理由の説明を聴取した後、慎重審査を行い、去る二十五日質疑を終了し、直ちに採決を行ったところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(滝尾弘吉君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(滝尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(滝尾弘吉君) 日程第二、中小企業金融公

昭和五十五年三月二十七日 衆議院會議録第十三号 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

庫法の一部を改正する法律案を議題といたしま  
す。

委員長の報告を求めます。商工委員長塩川正十  
郎君。

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案及  
び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔塩川正十郎君登壇〕

○塩川正十郎君 たいま議題となりました中小  
企業金融公庫法の一部を改正する法律案につき、  
商工委員会における審査の経過並びに結果を御報  
告申し上げます。

本案は、中小企業者が必要とする長期資金の融  
通に大きな役割りを果たしてまいりました中小企  
業金融公庫につきまして、その資金源の確保を図  
るため、債券発行限度額の引き上げ等の措置を講  
じようとするものであります。

本案の内容の第一は、公庫の債券発行限度額が  
現在資本金の二十倍と定められておりますのを三  
十倍に引き上げること、

第二は、公庫に対し、政府が予算の範囲内で追  
加出資を行うことができる旨の規定を設けること  
等でありませぬ。

なお、昭和五十五年度予算には、公庫に対する  
出資金二十億円が計上されております。

本案は、去る二月十九日当委員会に付託され、  
三月七日佐々木通商産業大臣から提案理由の説明  
を聴取した後、審査を重ね、三月二十五日に至り  
質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致を  
もって原案のとおり可決すべきものと決した次第  
であります。

なお、本案に対し、公庫の店舗網の整備拡充等  
についての附帯決議が付されておりますことを申  
し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(瀬尾弘吉君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり  
ませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(瀬尾弘吉君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしま  
した。

日程第三 オリンピック記念青少年総合セン  
ターの解散に関する法律案(第九十四回国会、  
内閣提出)

○議長(瀬尾弘吉君) 日程第三、オリンピック記

オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案

九四四

念青少年総合センターの解散に関する法律案を議  
題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長 谷川和  
穂君。

オリンピック記念青少年総合センターの解散に  
関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔谷川和穂君登壇〕

○谷川和穂君 たいま議題となりましたオリ  
ンピック記念青少年総合センターの解散に関する法  
律案について、文教委員会における審査の経過及  
び結果を御報告申し上げます。

最近における青少年の学習要求の多様化、高度  
化に伴い、オリンピック記念青少年総合センタ  
ーにおける研修機能を充実強化するとともに、青少  
年教育の一層の振興を図るため、青少年教育関係  
の指導者の研修、教育施設及び団体の連携の促進  
等を行う中核的な機関の設置が強く要請されてお  
ります。同時にまた、特殊法人については、その  
整理合理化を図ることが要求されているのであり  
ます。

このような事情にかんがみ、本案におきまして  
は、

第一に、特殊法人オリンピック記念青少年総合  
センターを解散すること、

第二に、健全な青少年の育成及び青少年教育の  
振興を図るための機関として、新たに文部省に国  
立オリンピック記念青少年総合センターを設置す  
ること、

第三に、その他所要の規定の整備を行うこと  
といたしております。

本案は、第九十四回国会に提出され、今国会に継  
続審査となつていたものであります。今国会にお  
きましては、昨二十六日質疑を行い、討論の後、  
採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のお  
り可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、国民の自発的な学習が保障  
されるよう配慮すること等、五項目にわたる附帯  
決議が全会一致をもって付されたことを申し添え  
ます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(瀬尾弘吉君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を  
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を  
求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(瀬尾弘吉君) 起立多数。よって、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(瀧尾弘吉君) 日程第四、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

委員長の報告を求めます。内閣委員長木野晴夫君。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔木野晴夫君登壇〕

○木野晴夫君 たいだいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の内容は、

第一に、セント・ヴィンセント、セント・ルシア及びキリバスに大使館を、クリチバに総領事館をそれぞれ新設すること、

第二に、在リマ領事館を総領事館に昇格させること、

第三に、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等であります。

本案は、二月六日日本委員会に付託され、二月十四日提案理由の説明を聴取、審査を行い、三月二十六日質疑を終了、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(瀧尾弘吉君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(瀧尾弘吉君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十六分散会

出席国務大臣

法務大臣 倉石 忠雄君  
外務大臣 大来佐武郎君  
通商産業大臣 佐々木義武君

出席政府委員

文部政務次官 三塚 博君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る二十五日、本院は人事官に藤井貞夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は原子力委員会新顧問秋谷君及び渡部時也君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は原子力安全委員会委員に吹田徳雄君及び御園生圭輔君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は中央更生保護審査委員会委員長に新谷正夫君を、同委員に笠松章君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は日本銀行政策委員会委員に立正嘉君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は公共企業体等労働委員会委員に山口俊夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(常任委員辞任及び補欠選任)  
一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

加藤 万吉君 小川 国彦君  
小川 国彦君 加藤 万吉君

文教委員

辞任

浦野 然興君 佐藤 信二君  
狩野 明男君 辻 英雄君  
船田 元君 宇野 亨君  
宇野 亨君 船田 元君

農林水産委員

辞任

佐藤 信二君 浦野 然興君  
辻 英雄君 狩野 明男君

辞任

佐藤 信二君 鹿野 道彦君  
小川 国彦君 新村 勝雄君  
鹿野 道彦君 佐藤 信二君

昭和五十五年三月二十七日 衆議院會議録第十三号 朗読を省略した議長の報告

新村 勝雄君 小川 国彦君

商工委員 補欠

辻 英雄君 工藤 巖君

工藤 巖君 辻 英雄君

運輸委員

宇野 亨君 瓦 力君

瓦 力君 宇野 亨君

議院運営委員

狩野 明男君 亀井 静香君

狩野 明男君 亀井 静香君

亀井 静香君 狩野 明男君

一、昨二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

麻生 太郎君 船田 元君

河本 敏夫君 山下 徳夫君

住 栄作君 近藤 元次君

田澤 吉郎君 狩野 明男君

田名部匡省君 亀井 静香君

田中 六助君 玉沢徳一郎君

狩野 明男君 田澤 吉郎君

亀井 静香君 田名部匡省君

近藤 元次君 住 栄作君

玉沢徳一郎君 田中 六助君

船田 元君 麻生 太郎君

山下 徳夫君 河本 敏夫君

文教委員 補欠

嶋崎 讓君 渡沢 利久君

三浦 隆君 中野 寛成君

渡沢 利久君 嶋崎 讓君

中野 寛成君 三浦 隆君

農林水産委員 補欠

玉沢徳一郎君 田中 六助君

保利 耕輔君 河本 敏夫君

堀之内久男君 田澤 吉郎君

河本 敏夫君 保利 耕輔君

田澤 吉郎君 堀之内久男君

田中 六助君 玉沢徳一郎君

商工委員 補欠

渡沢 利久君 嶋崎 讓君

嶋崎 讓君 渡沢 利久君

予算委員 補欠

岡田 正勝君 三浦 隆君

三浦 隆君 岡田 正勝君

三浦 隆君 岡田 正勝君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公害対策並びに環境保全特別委員

辞任 補欠

土井たか子君 兒玉 末男君

野口 幸一君 小川 国彦君

東中 光雄君 栗田 翠君

兒玉 末男君 土井たか子君

小川 国彦君 野口 幸一君

栗田 翠君 東中 光雄君

一、昨二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

辞任 補欠

木内 良明君 有島 重武君

有島 重武君 木内 良明君

(議案提出)

一、去る二十五日、議員から提出した議案は次のとおりである。

国が行う民有林野の分取造林に関する特別措置法案(芳賀貢君外十名提出)

一、去る二十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

昭和三十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

一、昨二十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。

住宅基本法案(伏木和雄君外二名提出)

(議案受領)

一、去る二十五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

戦時災害援護法案

(議案付託)

一、去る二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

昭和三十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

一、昨二十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。

住宅基本法案(伏木和雄君外二名提出)

(議案受領)

一、去る二十五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

戦時災害援護法案

(議案付託)

一、去る二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

以上二件 内閣委員会 付託

人口急増地域対策等特別措置法案(小濱新次君外四名提出、衆法第二四号)

地方公共団体の超過負担の解消に関する特別措置法案(小川新一郎君外四名提出、衆法第二五号)

以上二件 地方行政委員会 付託

昭和三十四年度以後における農林漁業団体職員

共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)

農林水産委員会 付託

一、去る二十五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

戦時災害援護法案(片山甚市君外五名提出、参法第三号)(予) 社会労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十五日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

過疎地域振興特別措置法案

一、去る二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

公青健康被青補償法の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

地方税法等の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案  
租税特別措置法の一部を改正する法律案  
関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の変更に関する第四確認書の締結について承認を求め

るの件

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書(千九百七十九年)の締結について承認を求め

関税及び貿易に関する一般協定第六條、第十六條及び第二十三條の解釈及び適用に関する協定の締結について承認を求め

貿易の技術的障害に関する協定の締結について承認を求め

民間航空機貿易に関する協定の締結について承認を求め

政府調達に関する協定の締結について承認を求め

関税及び貿易に関する一般協定第六條の実施に関する協定の締結について承認を求め

関税及び貿易に関する一般協定第七條の実施に関する協定の締結について承認を求め

関税及び貿易に関する一般協定第七條の実施に関する協定の議定書の締結について承認を求め

輸入許可手続に関する協定の締結について承認を求め

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律案

一、去る二十五日、予備審査のため次の本院議員

提出案を参議院に送付した。

人口急増地域対策等特別措置法案(小濱新次君外四名提出)

地方公共団体の超過負担の解消に関する特別措置法案(小川新一郎君外四名提出)

刑法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和五十五年二月一日

内閣総理大臣 大平 正芳

刑法の一部を改正する法律案

刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第九十七條第一項中「三年」を「五年」に、「五年」を「七年」に改め、同條第二項中「三年」を「五年」に改める。

第九十七條ノ二、第九十七條ノ三第三項及び第九十七條ノ四中「三年」を「五年」に改める。

第九十八條第一項中「第九十七條ノ三」を「第九十七條ノ四」に改め、同條第二項を削る。

この法律は、公布の日から施行する。

理由

最近における収賄事犯の实情にかんがみ、収賄罪の法定刑の長期を引き上げる等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、近時、贈収賄事件が増加し、かつ、悪質化する傾向にある実情にかんがみ、この種事犯に対し、事案に応じた適切な科刑の実現を図り、かつ一般予防的効果を期するため、収賄罪等の法定刑を引き上げようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 1 単純収賄、事前収賄、第三者収賄、事後収賄及び斡旋収賄の各罪の法定刑の長期をそれぞれ五年(現行三年)に引き上げること。
- 2 受託収賄罪の法定刑の長期を七年(現行五年)に引き上げること。
- 3 斡旋贈賄罪の法定刑中、懲役の長期を三年(現行二年)に、罰金の多額を五千元(現行三千元)に引き上げること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における贈収賄事犯の实情にか

昭和五十五年三月二十七日 衆議院會議録第十三号 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案及び同報告書

九四八

んがみ、取賄罪等の法定刑の長期を引き上げる措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。  
右報告する。

昭和五十五年三月二十五日

法務委員長 木村武千代

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

昭和五十五年二月十九日

内閣総理大臣 大平 正芳

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律

中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第三十五条」を削り、「第三十六条」第三十八条」を「第三十四条」第三十六条」に改める。

第五条中「政府の産業投資特別会計からの出資金十億五千万円並びに第三十三条第六項及び第七項の規定により政府の産業投資特別会計から出資があつたものとされた金額を」及び政府の産業

投資特別会計からの出資金九十二億千万円」に改め、同条に次の二項を加える。  
2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。  
3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。  
第十九条第二項を削る。  
第二十五条の二第一項中「二十倍」を「三十倍」に、「こえて」を「超えて」に改める。  
第六章中第三十三条から第三十四条の二までを削り、第三十五条を第三十三条とする。  
第三十六条中「三万円」を「十万円」に改め、第七章中同条を第三十四条とする。  
第三十七条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条を第三十五条とする。  
第三十八条中「一万円」を「五万円」に改め、同条を第三十六条とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 中小企業金融公庫は、当分の間、改正後の中小企業金融公庫法第十九条に規定する業務のほ

か、改正前の中小企業金融公庫法第三十三条第一項の規定により承継した権利義務の処理に関する業務を行うことができる。  
3 前項の規定による業務は、改正後の中小企業金融公庫法の適用については、同法第十九条の業務とみなす。  
4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
第七百一条の四十二第一項の表の第十号中「第十九条第一項の規定」を「第十九条の規定」に改める。  
5 環境衛生金融公庫法(昭和四十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。  
附則第十三項中「第十九条第一項」を「第十九条」に改める。  
6 原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部(改正) 原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律(昭和五十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

理由

第一項中「第十九条第一項」を「第十九条」に改める。  
理由  
中小企業金融公庫が必要とする資金の確保を図るため、その債券の発行の限度額を引き上げるとともに、同公庫に対する政府の追加出資についての規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)に関する報告書  
一 議案の要旨及び目的  
本案は、中小企業金融公庫が必要とする資金の確保を図るため、次の措置を講じようとするものである。  
1 政府の追加出資  
政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができることとし、政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。  
2 債券発行限度額  
公庫は、資本金の額の三十倍に相当する金額を限度として、中小企業債券を発行するこ

とができるものとする。

二 議案の可決理由

本案は、中小企業金融の円滑化に資するため  
の措置として妥当なものと認め、これを可決す  
べきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を  
付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十五年一般会計予算に、中小企業金  
融公庫への出資金として二十億円が計上され  
ている。

右報告する。

昭和五十五年三月二十五日

商工委員長 塩川正十郎

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

〔別紙〕

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律  
案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、中小企業金融の円  
滑化を図るため、次の諸点について適切な措置を  
講ずべきである。

一 中小企業金融公庫の店舗網の整備拡充を促進  
し、直接貸付の拡大を図るとともに、貸付事務  
の迅速化を図ること。

二 中長期的観点から政府系中小企業金融機関の

資金量の確保を図るとともに、貸付金利を極力  
低位に置くよう努めること。

オリンピック記念青少年総合センターの解  
散に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十四年十一月二十九日

内閣総理大臣 大平 正芳

オリンピック記念青少年総合センターの解  
散に関する法律

1 オリピック記念青少年総合センター(以下  
「青少年総合センター」という。)は、この法律の  
施行の時に解散するものとし、その資産  
及び債務は、その時において国が承継し、一般  
会計に帰属する。

2 青少年総合センターの昭和五十四年四月一日  
に始まる事業年度は、その解散の日の前日に終  
わるものとし、当該事業年度に係る決算並びに  
財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成に  
ついては、文部大臣が従前の例により行うもの  
とする。この場合において、当該決算の完結の  
期限は、その解散の日から起算して二月を経過  
する日とする。

3 第一項の規定により青少年総合センターが解  
散した場合における解散の登記については、政  
令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。  
(オリンピック記念青少年総合センター法の廃  
止)

2 オリピック記念青少年総合センター法(昭  
和四十年法律第四十五号)は、廃止する。  
(オリンピック記念青少年総合センター法の廃  
止に伴う経過措置)

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用については、なお従前の例による。

4 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百六  
号)の一部を次のように改正する。  
第十条第五号の二中「国立青年の家」を「国立  
オリンピック記念青少年総合センター、国立青  
年の家」に改める。  
第十四条中「第二十五条」を「第二十四条の二」  
に改める。

第二十四条の次に次の一条を加える。  
(国立オリンピック記念青少年総合センター)  
第二十四条の二 本省に国立オリンピック記念

青少年総合センターを置く。

2 国立オリンピック記念青少年総合センター  
は、青少年及び青少年教育指導者その他の青  
少年教育関係者に対する研修を通じ、並びに  
青少年教育に関する施設及び団体との連絡及  
び協力並びに青少年教育に関する専門的な調  
査研究を行うことにより、健全な青少年の育  
成及び青少年教育の振興を図るための機関と  
する。

3 国立オリンピック記念青少年総合センター  
は、東京都に置く。

4 国立オリンピック記念青少年総合センター  
の内部組織は、文部省令で定める。

(地方税法の一部改正)  
5 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)  
の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「オリンピ  
ック記念青少年総合センター」を削る。  
第三百四十八条第二項中第十八号の二を削  
り、第十八号の三を第十八号の二とし、第十八  
号の四を第十八号の三とする。  
(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

6 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法  
律第九十五号)の一部を次のように改正す  
る。

第二十四条第二項中、「オリニピック記念青少年総合センター」を削る。

(所得税法の一部改正)

7 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一一号の表オリニピック記念青少年

総合センターの項を削る。

(法人税法の一部改正)

8 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一一号の表オリニピック記念青少年

総合センターの項を削る。

(印紙税法の一部改正)

9 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表オリニピック記念青少年総合セ

ンターの項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

10 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表オリニピック記念青少年総合セ

ンターの項を削る。

理由

特殊法人の整理合理化を図るため、オリニピック記念青少年総合センターを解散し、健全な青少年の育成及び青少年教育の振興を図るための機関として文部省に国立オリニピック記念青少年総合センターを設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

オリニピック記念青少年総合センターの解

散に関する法律案(内閣提出、第九十四回

会閣法第一二号)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、特殊法人の整理合理化を図るため、

オリニピック記念青少年総合センターを解散し、健全な青少年の育成及び青少年教育の振興を図るための機関として文部省に国立オリニピック記念青少年総合センターを設置しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 特殊法人オリニピック記念青少年総合セン

ターは、この法律の施行の時に解散するものとし、その資産及び債務は、その時において国が承継し、一般会計に帰属するものとする。

2 健全な青少年の育成及び青少年教育の振興を図るための機関として、文部省に国立オリニピック記念青少年総合センターを設置すること。

3 その他解散の日の前日を含む事業年度の決算に関する規定等所要の規定の整備を行うこと。

4 この法律は、公布の日の翌日から施行する

こと。

二 議案の可決理由

特殊法人の整理合理化を図るため、オリニピック記念青少年総合センターを解散するとともに、新たに文部省の附属機関として国立オリニピック記念青少年総合センターを設置することは、妥当なものであると認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十四年度一般会計補正予算に、特殊法人オリニピック記念青少年総合センターの解散時期が遅れることに伴う同センターへの補助約一億九千八百万円、国立オリニピック記念青少年総合センター設置の経費として、約一億八千九百万円が計上されている。右報告する。

昭和五十五年三月二十六日

文教委員長 谷川 和穂  
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

〔別紙〕

オリンピック記念青少年総合センターの解

散に関する法律案に対する附帯決議

政府は、青少年教育の重要性にかんがみ、左記

事項について遺憾なきを期すること。

記

一 国立オリンピック記念青少年総合センターの  
運営については、教育基本法及び社会教育法の  
精神を遵守し、国民の自発的な学習が保障され  
るよう配慮すること。

二 同センターの運営に当たり、各界及びセン  
ター利用団体の意見が反映されるよう適正な機  
構・運営の確保について配慮すること。

三 同センターの運営に当たり、従来からセン  
ターを利用している団体が引き続き利用できる

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改  
正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年

よう配慮すること。

四 同センターの運営に当たり、オリンピック東  
京大会を記念した特殊法人オリンピック記念青  
少年総合センター設立の趣旨が生かされるよう  
特段の配慮を行うこと。

五 特殊法人オリンピック記念青少年総合セン  
ターの解散に当たり、センター職員の処遇につ  
いては万全の措置をとること。  
右決議する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤  
務する外務公務員の給与に関する法律の一部  
を改正する法律案

国会に提出する。

昭和五十五年二月六日

内閣総理大臣 大平 正芳

法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一 大使館の表中南米の項中「在スリナム日本国大使館」を「在スリナム日本国大使館」に改め、同表大洋州の項中「在オーストラリア日本

ナム 一パラマリボ」を「在スリナム日本国大使館」に改め、同表大洋州の項中「在オーストラリア日本

ナム ト・ヴァインセント キングスタウン」を「在オーストラリア日本

ト・ルシア カストリーズ」を「在オーストラリア日本

国大使館 一オーストラリア」を「在オーストラリア日本

館 一オーストラリア」を「在オーストラリア日本

別表第一の二 総領事館の表中南米の項中「中南米」を「在サン・パウロ日本国総領事館」

ブラジル 一サン・パウロ」を「中南米」に改め、同表大洋州の項中「在サン・パウロ日本国総領事館」

クリチバ 一サン・パウロ」を「中南米」に改め、同表大洋州の項中「在サン・パウロ日本国総領事館」

サン・パウロ」を「中南米」に改め、同表大洋州の項中「在サン・パウロ日本国総領事館」

別表第一の三 領事館の表中南米の項中「在リマ日本国領事館」を「在リマ日本国領事館」に改め、同表大洋州の項中「在リマ日本国領事館」

別表第二を次のように改める。

昭和五十五年三月二十七日 衆議院会議録第十三号

オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案及び同報告書 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

別								
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
299,700	259,100	229,000	201,900	185,400	171,800	152,600	139,100	125,500
345,400	295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800
418,200	366,300	324,500	289,900	265,400	248,100	216,300	199,000	181,700
373,700	326,300	288,700	257,100	235,500	219,700	192,600	176,800	161,000
331,000	281,400	248,300	215,200	198,600	182,100	165,500	149,000	132,400
270,200	231,800	204,800	179,200	164,900	152,100	136,300	123,500	110,700
315,300	270,200	238,600	208,500	191,900	176,900	158,900	143,800	128,800
345,400	295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800
359,900	310,300	274,200	241,100	221,500	205,000	182,700	166,200	149,600
374,300	324,700	287,100	254,000	233,200	216,700	191,400	174,900	158,300
329,800	284,700	251,600	221,500	203,400	188,400	167,700	152,600	137,600
403,800	351,900	311,300	276,700	253,600	236,300	207,600	190,300	173,000
329,800	284,700	251,600	221,500	203,400	188,400	167,700	152,600	137,600
300,900	255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400
374,300	324,700	287,100	254,000	233,200	216,700	191,400	174,900	158,300
330,300	282,900	249,800	218,200	200,900	185,100	166,400	150,600	134,800
329,200	286,300	253,200	224,600	206,100	191,800	168,900	154,600	140,300
443,300	391,900	347,100	309,500	283,500	264,700	231,400	212,500	193,700
404,400	350,200	309,600	273,500	251,300	233,200	206,500	188,400	170,300
300,900	255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400
285,900	243,000	214,400	185,800	171,500	157,200	143,000	128,700	114,400
511,500	434,800	383,600	332,500	306,900	281,300	255,800	230,200	204,600
376,100	319,700	282,100	244,500	225,700	206,900	188,100	169,200	150,400
361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
315,900	268,500	236,900	205,300	189,500	173,700	158,000	142,200	126,400
314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
390,000	335,800	296,700	260,600	239,600	221,500	197,800	179,700	161,600
315,300	270,200	238,600	208,500	191,900	176,900	158,900	143,800	128,800
314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
300,900	255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400
345,400	295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800
314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
344,800	297,400	262,800	231,200	212,400	196,600	175,200	159,400	143,600
314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
376,100	319,700	282,100	244,500	225,700	206,900	188,100	169,200	150,400
314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
315,900	268,500	236,900	205,300	189,500	173,700	158,000	142,200	126,400

昭和五十五年三月二十七日 衆議院會議録第十三号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第二 在勤基本手当の基準額 (第十条関係)

## 一 大 使 館

地 域	所 在 国	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
アジア	イ ン ド	540,000	450,000	410,700	382,100	341,500
	インドネシア	640,000	520,000	479,000	445,300	395,700
	ヴィエトナム	660,000	610,000	563,800	525,600	473,700
	カンボディア	630,000	550,000	505,800	471,200	423,800
	シンガポール	590,000	510,000	463,400	430,300	380,700
	スリ・ランカ	450,000	410,000	373,700	347,500	309,200
	タ イ	580,000	480,000	436,900	406,200	361,000
	大 韓 民 国	670,000	520,000	479,000	445,300	395,700
	中華人民共和国	690,000	540,000	495,000	460,400	410,800
	ネ パ ール	610,000	560,000	510,900	475,700	426,100
	パキスタン	570,000	490,000	452,900	421,300	376,100
	バングラデシュ	650,000	590,000	547,900	510,300	458,400
	ビ ル マ	570,000	490,000	452,900	421,300	376,100
	フィリピン	570,000	460,000	421,300	391,200	346,000
	ブ ー タ ン	570,000	560,000	510,900	475,700	426,100
	マレイシア	580,000	500,000	457,900	425,700	378,300
	モンディヴ	500,000	490,000	447,800	417,100	374,200
	モンゴル	710,000	680,000	605,900	564,700	508,300
	ラ オ ス	690,000	600,000	553,000	514,300	460,700
北米	アメリカ合衆国	660,000	480,000	436,300	406,200	346,000
	カ ナ ダ	510,000	440,000	400,300	371,700	328,800
中南米	アルゼンティン	860,000	790,000	716,100	665,000	588,200
	ヴェネズエラ	630,000	580,000	526,500	488,900	432,500
	ウルグァイ	570,000	550,000	505,500	469,400	415,300
	エクアドル	480,000	470,000	431,900	401,800	358,900
	エル・サルヴァドル	500,000	480,000	442,300	410,700	363,300
	ガイアナ	480,000	470,000	431,900	401,800	358,900
	キューバ	600,000	590,000	537,100	499,500	445,400
	グアテマラ	490,000	480,000	436,900	406,200	361,000
	グレナダ	480,000	470,000	431,900	401,800	358,900
	コスタ・リカ	480,000	460,000	421,300	391,200	346,000
	コロンビア	540,000	520,000	479,000	445,300	395,700
	ジャマイカ	480,000	470,000	431,900	401,800	358,900
	スリナム	530,000	520,000	473,900	440,800	393,400
	セント・ヴィンセント	480,000	470,000	431,900	401,800	358,900
	セント・ルシア	480,000	470,000	431,900	401,800	358,900
	チ リ	630,000	580,000	526,500	488,900	432,500
	ドミニカ	480,000	470,000	431,900	401,800	358,900
ドミニカ共和国	530,000	480,000	442,300	410,700	363,300	

昭和五十五年三月二十七日 衆議院会議録第十三号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

359,900	310,300	274,200	241,100	221,500	205,000	182,700	166,200	149,600
359,900	310,300	274,200	241,100	221,500	205,000	182,700	166,200	149,600
344,200	299,100	264,500	234,400	215,100	200,100	176,400	161,300	146,300
285,200	244,600	216,000	188,900	173,900	160,300	143,800	130,300	116,700
314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
360,400	308,500	272,400	237,800	219,000	201,700	181,400	164,100	146,800
314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
300,300	257,400	227,300	198,700	182,900	168,600	151,400	137,100	122,800
270,800	230,200	203,100	176,000	162,500	148,900	135,400	121,900	108,300
358,700	313,600	277,500	247,400	226,500	211,500	185,100	170,000	155,000
285,200	244,600	216,000	188,900	173,900	160,300	143,800	130,300	116,700
270,800	230,200	203,100	176,000	162,500	148,900	135,400	121,900	108,300
361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
421,300	358,100	316,000	273,800	252,800	231,700	210,700	189,600	168,500
421,300	358,100	316,000	273,800	252,800	231,700	210,700	189,600	168,500
376,100	319,700	282,100	244,500	225,700	206,900	188,100	169,200	150,400
376,100	319,700	282,100	244,500	225,700	206,900	188,100	169,200	150,400
481,400	409,200	361,100	312,900	288,800	264,800	240,700	216,600	192,600
391,200	332,500	293,400	254,300	234,700	215,200	196,600	176,000	156,500
421,300	358,100	316,000	273,800	252,800	231,700	210,700	189,600	168,500
390,000	335,800	296,700	260,600	239,600	221,500	197,800	179,700	161,600
375,500	321,300	283,700	247,600	228,100	210,000	189,000	170,900	152,800
421,300	358,100	316,000	273,800	252,800	231,700	210,700	189,600	168,500
435,700	372,500	328,900	286,700	264,200	243,100	219,100	198,000	176,900
436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
376,100	319,700	282,100	244,500	225,700	206,900	188,100	169,200	150,400
375,500	321,300	283,700	247,600	228,100	210,000	189,000	170,900	152,800
376,100	319,700	282,100	244,500	225,700	206,900	188,100	169,200	150,400
406,200	345,300	304,700	264,000	243,700	223,400	203,100	182,800	162,500
375,500	321,300	283,700	247,600	228,100	210,000	189,000	170,900	152,800
436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
375,500	321,300	283,700	247,600	228,100	210,000	189,000	170,900	152,800
346,000	294,100	259,500	224,900	207,600	190,300	173,000	155,700	138,400
361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
421,300	358,100	316,000	273,800	252,800	231,700	210,700	189,600	168,500
375,500	321,300	283,700	247,600	228,100	210,000	189,000	170,900	152,800
421,300	358,100	316,000	273,800	252,800	231,700	210,700	189,600	168,500
406,200	345,300	304,700	264,000	243,700	223,400	203,100	182,800	162,500
331,000	281,400	248,300	215,200	198,600	182,100	165,500	149,000	132,400
418,900	364,700	322,600	286,500	262,700	244,600	215,200	197,100	179,000
418,900	364,700	322,600	286,500	262,700	244,600	215,200	197,100	179,000

昭和五十五年三月二十七日 衆議院會議録第十三号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十五年三月二十七日 衆議院会議録第十三号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

九五五

	トリニダッド・トバゴ	560,000	540,000	495,000	460,400	410,800
	ニカラグァ	560,000	540,000	495,000	460,400	410,800
	ハイティ	520,000	510,000	468,800	436,600	391,400
	パナマ	440,000	430,000	394,700	367,000	326,400
	パハマ	480,000	470,000	431,900	401,800	358,900
	パラグアイ	600,000	550,000	500,000	464,800	412,900
	バルバドス	480,000	470,000	431,900	401,800	358,900
	ブラジル	530,000	450,000	415,900	386,700	343,800
	ペルー	460,000	410,000	379,100	352,000	311,400
	ボリヴィア	570,000	520,000	484,800	451,700	406,500
	ホンデュラス	440,000	430,000	394,700	367,000	326,400
	メキシコ	480,000	410,000	379,100	352,000	311,400
欧 州	アイスランド	570,000	550,000	505,500	469,400	415,300
	アイルランド	570,000	550,000	505,500	469,400	415,300
	イタリア	640,000	550,000	505,500	469,400	415,300
	ヴァチカン	570,000	550,000	505,500	469,400	415,300
	オーストリア	750,000	650,000	589,800	547,700	484,500
	オランダ	710,000	650,000	589,800	547,700	484,500
	ギリシャ	600,000	580,000	526,500	488,900	432,500
	サイプラス	600,000	580,000	526,500	488,900	432,500
	スイス	810,000	740,000	674,000	625,800	553,600
	スウェーデン	660,000	600,000	547,700	508,600	449,900
	スペイン	710,000	650,000	589,800	547,700	484,500
	ソヴィエト連邦	750,000	590,000	537,100	499,500	445,400
	チェコスロヴァキア	620,000	570,000	521,100	484,400	430,300
	デンマーク	710,000	650,000	589,800	547,700	484,500
	ドイツ民主共和国	770,000	660,000	605,400	562,700	499,500
	ドイツ連邦共和国	820,000	670,000	610,800	567,200	501,700
	ノールウェー	630,000	580,000	526,500	488,900	432,500
	ハンガリー	620,000	570,000	521,100	484,400	430,300
	フィンランド	600,000	580,000	526,500	488,900	432,500
	フランス	810,000	620,000	568,700	528,100	467,100
	ブルガリア	620,000	570,000	521,100	484,400	430,300
	ベルギー	780,000	670,000	610,800	567,200	501,700
	ポーランド	620,000	570,000	521,100	484,400	430,300
	ポルトガル	580,000	530,000	484,400	449,800	397,900
	マルタ	570,000	550,000	505,500	469,400	415,300
	ユーゴスラヴィア	710,000	650,000	589,800	547,700	484,500
	ルーマニア	620,000	570,000	521,100	484,400	430,300
	ルクセンブルグ	670,000	650,000	589,800	547,700	484,500
	連 合 王 国	810,000	620,000	568,700	528,100	467,100
大洋州	オーストラリア	590,000	510,000	463,400	430,300	380,700
	キリバス	640,000	620,000	569,000	529,900	475,800
	ソロモン	640,000	620,000	569,000	529,900	475,800

418,900	364,700	322,600	286,500	262,700	244,600	215,200	197,100	179,000
390,000	335,800	296,700	260,600	239,600	221,500	197,800	179,700	161,600
390,000	335,800	296,700	260,600	239,600	221,500	197,800	179,700	161,600
390,000	335,800	296,700	260,600	239,600	221,500	197,800	179,700	161,600
376,100	319,700	282,100	244,500	225,700	206,900	188,100	169,200	150,400
418,900	364,700	322,600	286,500	262,700	244,600	215,200	197,100	179,000
390,000	335,800	296,700	260,600	239,600	221,500	197,800	179,700	161,600
509,700	439,700	388,600	342,000	314,400	291,100	259,100	235,800	212,500
478,400	417,500	369,700	329,000	301,500	281,200	246,400	226,100	205,800
478,400	417,500	369,700	329,000	301,500	281,200	246,400	226,100	205,800
345,400	295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800
419,400	363,000	320,900	283,300	260,300	241,500	214,000	195,100	176,300
405,600	346,900	306,300	287,200	246,100	226,600	204,000	184,400	164,900
478,400	417,500	369,700	329,000	301,500	281,200	246,400	226,100	205,800
478,400	417,500	369,700	329,000	301,500	281,200	246,400	226,100	205,800
449,000	390,300	345,200	306,100	280,700	261,200	230,200	210,600	191,100
478,400	417,500	369,700	329,000	301,500	281,200	246,400	226,100	205,800
390,000	335,800	296,700	260,600	239,600	221,500	197,800	197,700	161,600
345,400	295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800
360,400	308,500	272,400	237,300	219,000	201,700	181,400	164,100	146,800
449,000	390,300	345,200	306,100	280,700	261,200	230,200	210,600	191,100
478,400	417,500	369,700	329,000	301,500	281,200	246,400	226,100	205,800
420,600	359,700	317,600	276,900	255,100	234,800	211,500	191,200	170,900
405,600	346,900	306,300	287,200	246,100	226,600	204,000	184,400	164,900
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
389,300	337,400	298,300	263,700	242,200	224,900	198,900	181,600	164,300
374,900	323,000	285,400	250,800	230,500	213,200	190,200	172,900	155,600
464,000	403,100	356,500	315,800	289,700	269,400	237,700	217,400	197,100
583,700	507,000	448,600	397,500	364,700	339,100	299,100	273,500	247,900
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
493,500	430,300	381,000	338,300	310,600	289,500	254,000	232,900	211,300
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
478,400	417,500	369,700	329,000	301,500	281,200	246,400	226,100	205,800
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
375,500	321,300	283,700	247,600	228,100	210,000	189,000	170,900	152,300
374,900	323,000	285,400	250,800	230,500	213,200	190,200	172,900	155,600
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
583,700	507,000	448,600	397,500	364,700	339,100	299,100	273,500	247,900
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
389,300	337,400	298,300	263,700	242,200	224,900	198,900	181,600	164,300
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
464,000	403,100	356,500	315,800	289,700	269,400	237,700	217,400	197,100

昭和五十五年三月二十七日 衆議院會議録第十三号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

	ト ッ ヴ ァ ル	640,000	620,000	569,000	529,900	475,800
	ト ン ガ	600,000	590,000	537,100	499,500	445,400
	ナ ウ ル	600,000	590,000	537,100	499,500	445,400
	西 サ モ ア	600,000	590,000	537,100	499,500	445,400
	ニ ュ ー ・ ジ ー ラ ン ド	630,000	580,000	526,500	488,900	432,500
	パ プ ア ・ ニ ュ ー ・ ギ ニ ア	640,000	620,000	569,000	529,900	475,800
	フ ィ ジ ー	600,000	590,000	537,100	499,500	445,400
中近東	アフガニスタン	840,000	770,000	700,500	651,700	581,800
	アラブ首長国連邦	720,000	700,000	648,100	603,900	542,900
	イ エ メ ン	720,000	700,000	648,100	603,900	542,900
	イスラエル	570,000	520,000	479,000	445,300	395,700
	イ ラ ク	680,000	630,000	574,000	534,300	477,900
	イ ラ ン	710,000	620,000	563,300	523,600	464,900
	オ マ ー ン	720,000	700,000	648,100	603,900	542,900
	カ タ ル	720,000	700,000	648,100	603,900	542,900
	ク ウ ェ イ ト	760,000	660,000	611,200	569,100	510,400
	サウディ・アラビア	760,000	700,000	648,100	603,900	542,900
	ジ ョ ル ダ ン	600,000	590,000	537,100	499,500	445,400
	シ リ ア	540,000	520,000	479,000	445,300	395,700
	ト ル コ	600,000	550,000	500,000	464,800	412,900
	バ ハ レ ー ン	680,000	660,000	611,200	569,100	510,400
	南 イ エ メ ン	720,000	700,000	648,100	603,900	542,900
	レ バ ノ ン	740,000	640,000	584,300	543,100	482,100
アフリカ	アルジェリア	680,000	620,000	563,300	523,600	464,900
	ア ン ゴ ラ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
	ウ ガ ン ダ	600,000	580,000	531,900	495,200	443,300
	エ ジ プ ト	650,000	560,000	516,000	479,900	428,000
	エ ティオピア	750,000	690,000	632,200	588,600	527,600
	ガ ー ナ	890,000	870,000	795,500	740,800	664,000
	カーボ・ヴェルデ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
	ガ ボ ン	750,000	730,000	669,200	623,500	560,300
	上 ヴ ァ ル タ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
	カメルーン	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
	ガ ン ビ ア	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
	ギ ニ ア	720,000	700,000	648,100	603,900	542,900
	ギニア・ビサオ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
	ケ ニ ア	660,000	570,000	521,100	484,400	430,300
	コ モ ロ	580,000	560,000	516,000	479,900	428,000
	コ ン ゴ ー	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
	ザ イ ー ル	940,000	870,000	795,500	740,800	664,000
	サントメ・プリンシペ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
	ザ ン ビ ア	600,000	580,000	531,900	495,200	443,300
	シエラ・レオーネ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
	ジ ブ ティ	710,000	690,000	632,200	588,600	527,600

昭和五十五年三月二十七日 衆議院会議録第十三号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報

448,300	391,900	347,100	309,500	283,500	264,700	231,400	212,500	193,700
374,900	323,000	285,400	250,800	230,500	213,200	190,200	172,900	155,600
374,900	323,000	285,400	250,800	230,500	213,200	190,200	172,900	155,600
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
405,000	348,600	308,000	270,400	248,600	229,800	205,300	186,400	167,600
509,200	441,500	390,400	345,200	316,800	294,300	260,300	237,700	215,200
464,000	403,100	356,500	315,800	289,700	269,400	237,700	217,400	197,100
373,700	326,300	288,700	257,100	235,500	219,700	192,600	176,800	161,000
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
493,500	430,300	381,000	338,800	310,600	289,500	254,000	232,900	211,800
330,300	282,900	249,800	218,200	200,900	185,100	166,400	150,600	134,800
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
374,900	323,000	285,400	250,800	230,500	213,200	190,200	172,900	155,600
374,900	323,000	285,400	250,800	230,500	213,200	190,200	172,900	155,600
389,300	337,400	298,300	263,700	242,200	224,900	198,900	181,600	164,300
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
346,000	294,100	259,500	224,900	207,600	190,300	173,000	155,700	138,400
374,900	323,000	285,400	250,800	230,500	213,200	190,200	172,900	155,600
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
389,300	337,400	298,300	263,700	242,200	224,900	198,900	181,600	164,300
360,400	308,500	272,400	237,800	219,000	201,700	181,400	164,100	146,800
419,400	363,000	320,900	283,300	260,300	241,500	214,000	195,100	176,300
433,300	379,100	335,800	299,700	274,500	256,400	223,900	205,800	187,700
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
374,900	323,000	285,400	250,800	230,500	213,200	190,200	172,900	155,600

昭和五十五年三月二十七日 衆議院會議録第十三号  
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報  
告書

別								
4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
259,100	229,000	201,900	185,400	171,800	152,600	139,100	125,500	
259,100	229,000	201,900	185,400	171,800	152,600	139,100	125,500	
259,100	229,000	201,900	185,400	171,800	152,600	139,100	125,500	
295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800	
295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800	
295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800	
295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800	
270,200	238,600	208,500	191,900	176,900	158,900	143,800	128,800	
295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800	
310,300	274,200	241,100	221,500	205,000	182,700	166,200	149,600	
310,300	274,200	241,100	221,500	205,000	182,700	166,200	149,600	
271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600	

昭和五十五年三月二十七日 衆議院會議録第十三号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

九五九

スーダン	680,000	660,000	605,900	564,700	508,300
スワジランド	580,000	560,000	516,000	479,900	428,000
セイシエル	580,000	560,000	516,000	479,900	428,000
赤道ギニア	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
セネガル	670,000	610,000	558,100	519,000	462,600
象牙海岸共和国	830,000	760,000	695,500	647,300	579,600
ソマリア	710,000	690,000	632,200	588,600	527,600
タンザニア	600,000	550,000	505,800	471,200	423,800
チャード	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
中央アフリカ	750,000	730,000	669,200	623,500	560,300
チュニジア	520,000	500,000	457,900	425,700	378,300
トーゴ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
ナイジェリア	860,000	800,000	737,500	686,300	614,100
ニジェール	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
ブルンディ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
ベナン	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
ボツワナ	580,000	560,000	516,000	479,900	428,000
マダガスカル	610,000	560,000	516,000	479,900	428,000
マラウイ	600,000	580,000	531,900	495,200	443,300
マリ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
南アフリカ共和国	580,000	530,000	484,400	449,300	397,900
モーリシャス	580,000	560,000	516,000	479,900	428,000
モーリタニア	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
モザンビーク	600,000	580,000	531,900	495,200	443,300
モロッコ	560,000	550,000	500,000	464,800	412,900
リビア	640,000	630,000	574,000	534,300	477,900
リベリア	650,000	630,000	584,900	545,200	491,100
ルワンダ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
レソト	580,000	560,000	516,000	479,900	428,000

二 総領事館

地 域	所 在 地	号			
		総 領 事	1 号	2 号	3 号
アジア	カルカタ	430,000	382,100	341,500	299,700
	ボンベイ	430,000	382,100	341,500	299,700
	マドラス	420,000	382,100	341,500	299,700
	ウジュン・バンドン	490,000	445,300	395,700	345,400
	ジャカルタ	490,000	445,300	395,700	345,400
	スラバヤ	490,000	445,300	395,700	345,400
	メダン	510,000	445,300	395,700	345,400
	バンコック	450,000	406,200	361,000	315,300
	釜山	510,000	445,300	395,700	345,400
	広州	510,000	460,400	410,800	359,900
	上海	510,000	460,400	410,800	359,900
	カラチ	460,000	401,800	358,900	314,800

255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400
282,900	249,800	218,200	200,900	185,100	166,400	150,600	134,800
281,400	248,300	215,200	198,600	182,100	165,500	149,000	132,400
294,100	259,500	224,900	207,600	190,300	173,000	155,700	138,400
255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400
255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400
255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400
255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400
255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400
255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400
281,400	248,300	215,200	198,600	182,100	165,500	149,000	132,400
255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400
255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400
281,400	248,300	215,200	198,600	182,100	165,500	149,000	132,400
281,400	248,300	215,200	198,600	182,100	165,500	149,000	132,400
255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400
243,000	214,400	185,800	171,500	157,200	143,000	128,700	114,400
243,000	214,400	185,800	171,500	157,200	143,000	128,700	114,400
243,000	214,400	185,800	171,500	157,200	143,000	128,700	114,400
243,000	214,400	185,800	171,500	157,200	143,000	128,700	114,400
243,000	214,400	185,800	171,500	157,200	143,000	128,700	114,400
243,000	214,400	185,800	171,500	157,200	143,000	128,700	114,400
243,000	214,400	185,800	171,500	157,200	143,000	128,700	114,400
243,000	214,400	185,800	171,500	157,200	143,000	128,700	114,400
243,000	214,400	185,800	171,500	157,200	143,000	128,700	114,400
246,300	217,800	192,200	176,400	163,600	145,100	132,300	119,500
217,400	191,900	166,300	153,500	140,700	127,900	115,100	102,300
230,200	203,100	176,000	162,500	148,900	135,400	121,900	108,300
246,300	217,800	192,200	176,400	163,600	145,100	132,300	119,500
230,200	203,100	176,000	162,500	148,900	135,400	121,900	108,300
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
409,200	361,100	312,900	288,800	264,800	240,700	216,600	192,600
345,300	304,700	264,000	243,700	223,400	203,100	182,800	162,500
363,000	320,900	283,300	260,300	241,500	214,000	195,100	176,300
363,000	320,900	283,300	260,300	241,500	214,000	195,100	176,300
335,800	296,700	260,600	239,600	221,500	197,800	179,700	161,600
370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
345,300	304,700	264,000	243,700	223,400	203,100	182,800	162,500
345,300	304,700	264,000	243,700	223,400	203,100	182,800	162,500
345,300	304,700	264,000	243,700	223,400	203,100	182,800	162,500

昭和十五年三月二十七日 衆議院會議録第十三号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報

	マニラ	430,000	391,200	346,000	300,900
	ペナン	470,000	425,700	378,300	330,300
	香港	510,000	430,300	380,700	331,000
北米	アガナ	500,000	449,800	397,900	346,000
	アトランタ	430,000	391,200	346,000	300,900
	カンザス・シティ	430,000	391,200	346,000	300,900
	サン・フランシスコ	450,000	391,200	346,000	300,900
	シアトル	450,000	391,200	346,000	300,900
	シカゴ	450,000	391,200	346,000	300,900
	ニュー・オルリンズ	430,000	391,200	346,000	300,900
	ニュー・ヨーク	560,000	430,300	380,700	331,000
	ヒューストン	450,000	391,200	346,000	300,900
	ポートランド	430,000	391,200	346,000	300,900
	ボストン	470,000	430,300	380,700	331,000
	ホノルル	490,000	430,300	380,700	331,000
	ロス・アンジェルズ	450,000	391,200	346,000	300,900
	ヴァンクーヴァー	420,000	371,700	328,800	285,900
	ウィニペグ	410,000	371,700	328,800	285,900
	エドモントン	410,000	371,700	328,800	285,900
トロント	420,000	371,700	328,800	285,900	
モントリオール	420,000	371,700	328,800	285,900	
中南米	クリチバ	410,000	371,700	328,800	285,900
	サン・パウロ	420,000	371,700	328,800	285,900
	ベレーン	400,000	362,600	324,300	284,700
	ポルト・アレグレ	370,000	332,500	294,200	255,800
	リオ・デ・ジャネイロ	400,000	352,000	311,400	270,800
	レシフェ	400,000	362,600	324,300	284,700
	リマ	390,000	352,000	311,400	270,800
欧州	ミラノ	520,000	469,400	415,300	361,100
	ジュネーヴ	690,000	625,800	553,600	481,400
	ラス・パルマス	580,000	528,100	467,100	406,200
	ナホトカ	610,000	584,300	477,900	419,400
	ハバロフスク	590,000	584,300	477,900	419,400
	レニングラード	550,000	499,500	445,400	390,000
	デュッセルドルフ	630,000	567,200	501,700	436,300
	ハンブルグ	650,000	567,200	501,700	436,300
	フランクフルト	630,000	567,200	501,700	436,300
	ベルリン	650,000	567,200	501,700	436,300
	ボン	630,000	567,200	501,700	436,300
	ミュンヘン	630,000	567,200	501,700	436,300
	パリ	580,000	528,100	467,100	406,200
	マルセイユ	580,000	528,100	467,100	406,200
ロンドン	580,000	528,100	467,100	406,200	

昭和五十五年三月二十七日 衆議院会議録第十三号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

281,400	248,300	215,200	198,600	182,100	165,500	149,000	132,400	
281,400	248,300	215,200	198,600	182,100	165,500	149,000	132,400	
281,400	248,300	215,200	198,600	182,100	165,500	149,000	132,400	
281,400	248,300	215,200	198,600	182,100	165,500	149,000	132,400	
319,700	282,100	244,500	225,700	206,900	188,100	169,200	150,400	
364,700	322,600	286,500	262,700	244,600	215,200	197,100	179,000	
390,300	345,200	306,100	280,700	261,200	230,200	210,600	191,100	
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400	
294,100	259,500	224,900	207,600	190,300	173,000	155,700	138,400	
294,100	259,500	224,900	207,600	190,300	173,000	155,700	138,400	
別								
4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	
円	円	円	円	円	円	円	円	
282,900	249,800	218,200	200,900	185,100	166,400	150,600	134,800	
294,100	259,500	224,900	207,600	190,300	173,000	155,700	138,400	
308,500	272,400	237,800	219,000	201,700	181,400	164,100	146,800	
260,700	230,700	205,100	188,100	175,300	153,800	141,000	128,200	
別								
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円	円	円	円	円	円	円	円	円
331,000	281,400	248,300	215,200	198,600	182,100	165,500	149,000	132,400
481,400	409,200	361,100	312,900	288,800	264,800	240,700	216,600	192,600
481,400	409,200	361,100	312,900	288,800	264,800	240,700	216,600	192,600
406,200	345,300	304,700	264,000	243,700	223,400	203,100	182,800	162,500
436,300	370,900	327,200	283,600	261,300	240,000	218,200	196,300	174,500

昭和五十五年三月二十七日 衆議院會議録第十三号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報

大洋州	シドニー	490,000	430,300	380,700	331,000
	パース	470,000	430,300	380,700	331,000
	ブリスベン	470,000	430,300	380,700	331,000
	メルボルン	490,000	430,300	380,700	331,000
	オークランド	540,000	488,900	432,500	376,100
	ポート・モレスビー	580,000	529,900	475,800	418,900
中近東	ホラムシャハル	630,000	569,100	510,400	449,000
	イスタンブル	520,000	469,400	415,300	361,100
アフリカ	プレトリア	500,000	449,800	397,900	346,000
	ソールズベリー	500,000	449,800	397,900	346,000

## 三 領 事 館

地 域	所 在 地	号			
		領 事 館 長	1 号	2 号	3 号
		円	円	円	円
アジア	コタ・キナバル	450,000	425,700	378,300	330,300
北 米	アンカレッジ	480,000	449,800	397,900	346,000
中南米	エンカルナシオン	500,000	464,800	412,900	360,400
	マナオス	400,000	377,900	339,600	299,100

## 四 政府代表部

地 域	所 在 地	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
		円	円	円	円	円
北・米	ニュー・ヨーク (国際連合)	660,000	510,000	463,400	430,300	380,700
欧 州	ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際機関)	920,000	740,000	674,000	625,800	553,600
	(軍縮委員会)	770,000	740,000	674,000	625,800	553,600
	パ リ (経済協力開発機構)	810,000	620,000	568,700	528,100	467,100
	ブラッセル (欧州共同体)	780,000	670,000	610,800	567,200	501,700

昭和五十五年三月二十七日 衆議院会議録第十三号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

附則

この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在セント・ヴィンセント、在セント・ルシア及び在キリバスの各日本国大使館並びに在クリチバ日本国総領事館に關する部分は、政令で定める日から施行する。

理由

在外公館として在セント・ヴィンセント日本国大使館、在クリチバ日本国総領事館等を新設し、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額を定めるほか、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する

報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の内容は、次のとおりである。

- 1 在セント・ヴィンセント、在セント・ルシア及び在キリバスの各日本国大使館並びに在クリチバ日本国総領事館を新設すること。
- 2 在リマ日本国領事館を総領事館に昇格させること。
- 3 新設及び昇格の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるほか、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改めること。

なお、施行期日は、昭和五十五年四月一日としている。ただし、大使館及び総領事館の新設に関する規定は、政令で定める日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべ

きものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約八億四千六百万円が昭和五十五年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和五十五年三月二十六日

内閣委員長 木野 晴夫

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

〔別紙〕

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、速やかに検討の上、善処するよう要望する。

一 激動する国際情勢に適確に対応し得るよう、外交体制の一層の拡充、強化を図ること。

一 在外職員が、その体面を維持し、職務と責任に応じて能率を充分発揮し得るよう、在勤手当、外国旅費等の額及び制度の改善に一層意を用いること。

一 生活及び勤務の環境が厳しい地域に勤務する在外職員が、安んじて職務に専念し得るよう、環境の整備、処遇の改善等必要な措置を講ずること。

一 在外公館の事務所及び公邸の国有化を推進するとともに、在外職員宿舍の整備に努めること。

一 海外子女教育の一層の充実を期するため、在外日本人学校の拡充、子女教育手当の充実、帰国子女教育の制度及び施設の改善整備等の対策を総合的に推進すること。

右決議する。

衆議院會議録第九号(二)中正誤

べし 段行 誤 正

五五 二末 引下げ 引上げ

衆議院會議録第十号中正誤

べし 段行 誤 正

六九 四六 閑議 閑議

昭和五十五年三月二十七日 衆議院會議録第十三号

九六五

昭和五十五年三月二十七日 衆議院會議録第十三号

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

（定価二部）  
一〇円部

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五三〇四六  
〒107